平成２４年度農業振興地域整備審議会会議録

◆日時：平成25年2月28日（木）午前10時～11時55分

◆会場：大阪府咲洲庁舎20階（まち側）会議室

◆出席委員：増田委員、横田委員、松本委員、若林委員、中西委員、佐竹委員、

奥野委員、岡田委員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 10:00～  開会 | 事務局（木島補佐） | ・定刻となりましたので、ただいまから平成24年度大阪府農業振興地域整備審議会を開催します。  ・なお、この審議会は「大阪府情報公開条例」の規定に基づき、公開とさせていただきましたが、現在のところ報道機関、一般傍聴者はなしとなっています。  ・私、本日の司会を務めさせていただく大阪府環境農林水産部農政室整備課の木島です。よろしくお願いします。  ・委員の先生方におかれましては、年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。  ・それでは早速ですが、本日の審議会の開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部農政室長の北宅から、一言ご挨拶申し上げます。 |
| 10:01～  室長挨拶 | 挨拶（北宅室長） | ・大阪府環境農林水産部農政室長の北宅でございます。  ・平成24年度大阪府農業振興地域整備審議会の開催に当たりご挨拶申し上げます。  ・各委員におかれては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。  ・また、日頃から府政全般に渡りご理解、ご協力を賜っておりますことを重ねて感謝申し上げます。  ・大阪府では、審議会等の位置付けを明確にするため、附属機関条例の改正をしたところで、本審議会につきましても、農業振興地域の整備に係る重要事項について審議いただく場として、平成24年11月1日に改めて設置したものです。  ・ご承知のとおり平成21年に農地法、農振法等関係法令が改正され、農地を貴重な資源として保全・活用しようという気運が高まっています。また、大阪府ではこれに先立ち平成21年度に都市農業・農空間条例を制定し、その実行計画となる「おおさか農政アクションプラン」を昨年3月に策定し、計画的な農業振興の施策推進を行っているところです。  ・本日ご審議いただく2つの議題は、これらを踏まえたもので、何れも今後の大阪農業の振興を担う重要な案件です。  ・限られた時間の中ではございますが、各委員の皆様には、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っています。  ・簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。 |
| 10:04～  委員紹介 | 事務局（木島補佐） | ・続きまして、委員の先生方のご紹介をさせていただきます。  ・本日お配りしている資料の中に配席図と委員名簿がございますのでご覧下さい。  【出席委員紹介】  ・なお、大阪府市長会会長の「向井委員」、大阪府果樹振興会会長の「横尾委員」、大阪府農業会議会長の「井川委員」、大阪府農業協同組合中央会会長の「杉本委員」におかれましては、本日所用のため欠席です。  ・また、大阪府都市計画審議会会長の「岡田委員」は、間もなくこちらに到着されるとお聞きしており、会議の進行についてはご承諾をいただいています。  ・奥野委員におかれましては、本日ご公務が重なっておられますので、11時ごろに退席されるご予定です。ご了承下さい。  ・本日、現時点で委員12名中7名の出席がございますので、資料2の審議会規則第5条第2項に基づき、本審議会の会議が成立していることを報告します。 |
| 10:07～  概要説明 | 事務局（木島補佐） | ・それでは議事に入る前に、本審議会の概要についてご説明申し上げます。お手元の資料2、条例・規則をご覧下さい。  ・本審議会は、昨年度まで大阪府農業振興地域整備促進協議会としていましたが、全庁的な要綱設置の会議の見直しによる平成24年11月大阪府附属機関条例の改正に伴い、条例設置の審議会組織に移行したものです。  ・担任する事務としては、前身である協議会と同じく、農業振興地域の整備に関する法律に基づく地域指定、整備計画の変更等重要事項の調査審議に関わることとなっています。 |
| 10:10～  会長選任 | 事務局（木島補佐） | ・続きまして、審議会規則第４条により会長の選任を行います。規則では「委員の互選によってこれを定める」となっておりますが、いかがいたしましょうか。  （数秒）  ・特段のご意見が無いようですので、事務局より提案をさせていただいてよろしいでしょうか。  （「異議なし」の声）  ・ありがとうございます。会長は増田委員にご就任いただいてはどうかと考えております。  ・増田委員は現在、大阪府立大学大学院生命環境科学研究科で教授をしておられ、大阪府では、環境審議会、都市計画審議会の委員を初め、多数の公職を兼務しておられます。  ・大阪府の農業・農空間に関する広い見識をお持ちであるということから、本審議会の会長として適任であると思われますが、増田委員、いかがでしょうか。 |
|  | 増田委員 | ・皆さんにご推挙いただけるようでしたら。  （各委員から「異議なし」の声）  ・ありがとうございます。 |
| 事務局（木島補佐） | ・それでは、増田委員に本審議会の会長にご就任いただくこととします。増田委員におかれましては、会長席への移動をお願いします。  ・それでは、議事の進行を会長にお渡しします。 |
| 10:12～  会長挨拶 | 増田会長 | ・皆様のご推挙により会長の任に就くことになりました大阪府立大学の増田でございます。  ・これからますます都市と言えども農業の振興あるいは農業の重要性というものが高まってこようかと思います。  ・先ほど農政室長の話にもありましたように、大阪農業の振興を担う重要な案件とういことで、忌憚のない意見交換をとのことですが、それにより少しでも大阪の農業振興の一役を担えればと思っておりますので、よろしくお願いします。 |
| 10:15～  職務代理  選任 | 増田会長 | ・それでは議事に入る前に職務代理を選任することになっていますが、これにつきましても事務局に一案があるようでしたらご提案いただきますでしょうか。 |
| 事務局（木島補佐） | ・事務局案としましては、本審議会の趣旨、目的から考えまして、会長の職務代理者としては大阪府土地改良事業団体連合会副会長の若林委員にお願いしてはどうかと考えています。 |
| 増田会長 | ・いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  （「異議なし」の声）  （若林委員の同意）  ・それでは若林委員にはご苦労をお掛けしますが、よろしくお願いします。 |
| 若林委員 | ・若輩者ではございますが、よろしくお願いします。 |
| 増田会長 | ・ありがとうございました。 |
| 10:20～  議事進行1 | 増田会長 | ・本日は議案として1号、2号がございます。順次進めて参りたいと思います。  ・それでは1号議案の市町村農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局（竹村主査） | ・お手元の資料3(1)をご覧下さい。  ・議案1号についてご説明申し上げます。  ・まず、今回の市町村農業振興地域整備計画の変更の背景について簡単にご説明申し上げます。お手元の資料3の(1)をご覧頂きますと、議題名が書いてある頁がございます。その頁を1枚おめくりください。大阪府農業振興整備基本方針の概要を添付しています。  ・平成21年12月に農地法、農振法等が改正されたことに伴い、国は平成22年6月、「農業振興地域整備基本指針」を見直しました。  ・それに伴い大阪府は平成23年1月、「大阪府農業振興地域整備基本方針」を見直し、今後10年間における府内の農業振興地域の歩むべき方向性を定めました。  ・お時間の都合もございますので詳細の説明は省かせていただきますが、おおまかに申し上げますと、次の2頁の上段にありますとおり、その内容は、国が掲げる優良農地の確保及び有効利用の方針に、大阪府の独自施策をプラスしたものとなっており、特に平成20年4月施行の「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」と、平成22年8月に答申をいただいた「大阪府における農林水産分野の新たな方向性について」の内容が深く盛り込まれています。  ・農振法第8条により市町村が定める農業振興地域整備計画は、府基本方針に準拠していただく必要がありますので、府内各市町村においては、順次見直し作業を進めているところです。昨年度既に3市町において整備計画が変更されており、今年度は10市町村が計画の見直しを行うものです。  ・各市町村の整備計画案の作成に当たっては、事前に担当者レベルでの協議、調整は行っていますが、本審議会の場においては、様々な視点からのご意見やご指導をいただきたいと考えています。各市町村の農業振興地域整備計画については、今回概要版を添付しています。順次お手元の資料をご覧いただきますようお願いします。  ・まず堺市の計画についてご説明申し上げます。  ・堺市では、集団化した農地の積極的な農用地区域設定を行うことにより、172haの農用地区域拡大を目標としています。堺市の概要資料の2頁上段にある表の括弧書き部分が農用地区域の面積です。その中でも特に福泉地区が103haの増となっています。同じ頁の下から5行目の(ｳ)にあるように、福泉地区の中の太平寺地区では、新たに集団農地の農用地区域の設定を行うべく現在調査検討中であり、将来積極的な事業導入等により営農環境の改善をするとともに、優良農地を確保することとしています。  ・次に4頁をご覧下さい。「第3農用地保全計画」に記載があるように、担い手農家への利用集積や、市民農園への利用推進により耕作放棄地の解消を進めていく方針です。また、同じく4頁の一番下の○にあるように、ソフト面での方策として、利用集積による経営規模の拡大と、基盤整備事業の積極的な導入により土地利用効率を向上させ、農業経営の安定化を図る方針です。  ・続きまして、岸和田市の計画についてご説明申し上げます。  ・岸和田市では、概要資料の1頁中段の表にあるように、将来見込みとして、27haの農地の減が見込まれています。特に山直上地区だけで、22haもの減となる見込みですが、この地区では、今後耕作が見込まれない農地と、耕作の継続が見込まれる農地とが広く混在しているため、交換分合という土地交換の手法を活用して土地利用計画の区分を明確にすることによって優良農地を確保する見込みです。  ・次の2頁をご覧下さい。下から12行目に「E-4（丘陵地区）」にその内容を記載しています。交換分合を実施した後、総合的な整備事業を実施し、高収益型農業、地域農業の活性化と新規就農の促進を図るとしています。  ・なお、本地区で計画されている事業につきましては、本日の次の議題2号で概要をご説明する予定にしております。  ・限られた時間の中での説明でございますので、泉佐野市、富田林市、和泉市、柏原市、羽曳野市、能勢町、河南町、千早赤阪村の8市町村の整備計画につきましては、内容が共通する点が多くありますので、まとめてご説明申し上げますのでご了承願います。  ・まず農用地区域の設定方針につきましては、集団的に存在する農地を中心に、現在の設定面積をできる限り確保する方向で計画されています。  ・その具体的な手法としてまず1点目が、農空間保全区域制度を活用した農地の遊休化解消及び未然防止、2点目が大阪版を含む認定農業者等優良な担い手への利用集積による農業経営基盤の強化、3点目が「大阪産（もん）」の認知度向上への取り組みや地域ブランドの確立による消費拡大などが計画に盛り込まれています。  ・また、各市町村ともに都市近郊の立地を活かした取り組みとして、市民農園の開設支援による都市と農村の交流の推進や、多様な担い手の育成に向けた支援、直売所などを活用した地産地消の推進などが計画されています。  ・以上で簡単ではございますが、議題1号「市町村農業振興地域整備計画の変更について」、10市町村の計画についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いします。 |
| 増田会長 | ・ありがとうございました。ただいま説明のあった10市町村の農業振興地域整備計画の変更案について、何かご意見、ご質問はございますか。 |
| 中西委員 | ・岸和田農業振興地域整備計画の変更案の中で、平成30年には27haの農地が無くなるということですが、周辺の営農環境に影響を与えることはないのでしょうか。  ・27haもの農地がどのように利用され、どのようになるのかご説明をお願いしたい。 |
| 事務局（竹村主査） | ・27ha減のうち、特に山直上地区で22haの減となっていますが、ここは事業の計画区域に入っており、農地が荒廃化する止むを得ない事情があったと聞いています。  ・岸和田市としては、残すべき農地を明確にすることによって事業を導入し、優良農地を確保する予定で、議題２号の説明にも出て参りますが、そのような方針で事業計画を策定したと聞いています。 |
| 増田会長 | ・よろしいでしょうか。  ・営農意欲の強い人が農用地を維持していき、営農意欲の弱い人が開発予定地の方へ交換分合していく、そのような仕組みであると思います。  ・他に何かご意見、ご質問ございますでしょうか。  ・無いようでしたら、私から何点かお聞きしたいのですが、堺市で近年では珍しく172haの農用地の拡大を予定されているということで、特に福泉地区では103haの拡大予定としておられますが、農用地指定へ向けての現在の進捗状況はどうでしょうか。  ・一時期、箕面市でも新たな農振区域指定に取り組まれた時期がありましたが、なかなか思うように進まないという現状があるようです。その点、堺市ではいかがでしょうか。 |
| 事務局（竹村主査） | ・昨年度の冒頭ぐらいから大阪府も地区への説明や聞き取りのため堺市と同行しており、地元農業者の意向等を確認しています。  ・農振法改正により、集団農地の面積要件が20haから10haに引き下げとなったため、それも追い風となって、堺市としては積極的に優良農地を確保して行こうと取り組んでいます。  ・この農振計画は概ね5年間を見据えた計画ですので、しかるべき時期には農用地の拡大が図られるのではと考えています。 |
| 増田会長 | ・わかりました。ぜひ区域指定がされ、農業が継続できるような形にしていただきたいと思います。  ・必要なことは、農業基盤整備をするだけでなく、農業経営と基盤整備を一体的に動かしていくことが必要であると思います。  ・基盤整備はしたけれどもなかなか営農が継続しないといったこともあるでしょうから、農地の流動化も含めて、ソフト、ハード一体的に進めていただけたらと思います。  ・農空間保全条例制定に関わった際にも感じたことですが、ハード整備だけでなくソフト展開がないと、都市近郊での農業振興は進みません。ぜひその点を踏まえて進めていただきたいと思います。  ・農地が減少し農用地区域が指定解除されていくことが多い中で、堺市の積極的な取り組みはとても大事なことだと思います。  ・福泉地区の市街化区域は住工混合地区で、非常に課題の多いエリアですが、隣接する農地は優良なものが多く、とても良い取り組みであると思います。よろしくお願いしたいと思います。  ・各市町村の整備計画案における全体的な政策としては、認定農業者への利用集積と、地域ブランド化、市民農園による都市と農村の交流、直売所などを契機とした、経営的に成立するような農業政策が謳われているとのことですが、それに関して何かご意見ございますでしょうか。  ・アクションプランの策定に携わった際も思ったのですが、北大阪、東部大阪、南大阪で直売所の整備状況が大きく違っており、消費者からは北大阪で直売所開設のための事業展開ができないかとの意見を聞くことがあります。  ・市民農園の開設もそうですが、北、東、南での直売所の整備傾向に違いはあるのでしょうか。 |
| 佐竹委員 | ・直売所は南の方に多く、東部、特に中河内、北河内には全然ありません。農作物の値段も大和川以南では安く、以北だと高いように思います。  ・スーパーなどでも南の方が安いです。なぜこれほどの価格差があるのか不思議です。  ・他府県の条件をそのまま大阪に持ち込んでもうまくいかないと思います。大阪は大阪独自の取り組みをしていくべきです。  ・農業施策についても同じことが言えると思います。そこを意識して取り組んで欲しいと思います。 |
| 事務局（北宅室長） | ・直売所の整備状況ですが、現在府内では大小合わせて約140箇所あり、平成22年で約51億円の売り上げがあります。  ・それを今後5年間で70億円まで伸ばすことを目標にしています。  ・傾向としては東と北は小規模なものが多いのですが、北は水田農業が中心で果樹、野菜類が集まりにくいということが要因のようです。  ・一方南では水田に加えて畑作も多く、果樹、野菜類が集まり易いため大規模な直売所が多いという状況です。  ・また、大阪市周辺や東大阪では生産緑地を拠点とした小規模な直売所が多くあります。これらの違いは、営農形態の違いが現れているものだと思われます。  ・担い手を育成していく際、大規模な高収益型農業はとても難しいものですから、まずは直売所への出荷により年間50万円程度を目標とし、大阪版認定農業者を目指してもらうことに力を入れています。これらは農政アクションプランにも盛り込んでいます。 |
| 中西委員 | ・中河内、北河内では、農業者の直売所が必要であるという意識が低いようです。  ・直売所に出荷することが、安定した収入につながり、農業経営基盤を構成することになればもっと意識は高くなってくると思います。  ・そういった場所がなければ市場出荷となるため、どうしても出荷価格が下がり収入につながらない。そうなると農業を辞めようといったことにもなりかねません。  ・そういったことならないよう、中河内、北河内地区においてもぜひ直売所整備に力を入れていただきたいと思います。  ・府が進めておられる準農家制度についても、農業が収入につながらなければうまく機能しないと思いますので、安定した収入が見込めるような取り組みを進めてもらいたいと思います。 |
| 横田委員 | ・消費者の側から言いますと、3.11以来、関西以西で生産された農作物に目がいってしまいます。  ・風評被害ということもありますが、やはり小さいお子さんのいる家庭などでは、どうしても安全な食材を購入したいという思いが強いようです。  ・私が住んでいる寝屋川市でも、小さい直売所ができてきており、岸和田市など南の方で生産された農作物も結構売られています。  ・それらの価格が南の方より高いのかどうかはわかりませんが、消費者としては、府内どこでも同じ価格で、かつ安全な食材を供給してもらいたいと思います。 |
| 若林委員 | ・直売所に出荷している農家に、大規模な農家はいません。  ・自家で採れた農作物を近所に配る感覚で直売所に持ち込んで売ってもらうのです。  ・その価格が泉州地域では安いということですが、本来、専業農家にとっては、そのような安い値段で売られては採算が取れないという話を地元の農業者から聞きました。  ・30年ほど前には、各地区に小規模な卸売市場があったので農業者は少量でも出荷でき、かつすぐ収入になったものですから、とても重宝していたものです。  ・しかし現在では、農業者はどこに出荷したらいいかわからないのです。  ・生産した人が値段を付けることができず、消費者が値段を付けることになってしまうと、販路を持っていない農業者は経営が成り立ちません。  ・これらを解決しないと、基本的な問題解決にはなりません。  ・農産物の価格安定化が農業振興につながるものです。経営が成り立たないと農家は増えません。  ・農家が余った野菜を直売所に持ち込んで、価格が下落するという現実もあるのです。  ・このような現状も踏まえ、前向きに進めていただきたいと思います。 |
| 増田会長 | ・そういった意味では、直売所というのは2面性を持っていると思います。  ・生産者の顔が見えて、かつ安全な農作物を購入できるということや、あえて付加価値を付けて通常よりも高い価格設定ができるという面、一方、余った物を持ち込んで少しでも収入を得るという面があると考えられます。 |
| 佐竹委員 | ・私は以前ニワトリを飼っていました。昔、卵はとても高価で、高値で取引されていました。  ・現在は外国産飼料の価格が安いこともあり、30年前とほとんど変わらない値段です。  ・そのため養鶏農家は激減しました。残った養鶏農家は、販売する卵を、大阪産（もん）として自ら価格設定しています。  ・また、徹底した衛生管理によりＥマークをもらうことにより付加価値を付けています。  ・農産物においても同様に、付加価値を付けて販売するような工夫が必要であると思います。 |
| 奥野委員 | ・私の地元では「道の駅構想」が進められており、地元産品のブランド化に向けた取り組みを進めています。  ・地元産品の品質が良好であることを消費者に認めてもらうことが最も大切だと思っています。  ・生産者は、出荷用の農産物に多く農薬等を使用することが多くあります。そのため、農協等に協力をお願いして、安全な農産物の安定した供給を進めるべく地域一体となって取り組んでいます。 |
| 増田会長 | ・ありがとうございます。よろしいでしょうか。  ・ご意見も出尽くしたかと思われますので、ここでお諮りした  いと思います。  ・議題1は、農業振興地域整備計画変更案に対する諮問をいただいておりますので、審議会からの答申としましては「原案どおり承認する」ということでよろしいでしょうか。  （「異議なし」の声）  ・ありがとうございます。  ・各委員からは、大変貴重なご意見をいただいております。  ・第1に直売所を通じて地域展開を図っていく中で産地形成をしていく際、経営的感覚を持ちながら、安全安心をベースにしたブランド化や値崩れを起こさないような形、つまり高価値化を念頭に置いた産地形成を進めていく必要があるということです。  ・第2に大阪の農業の特性として、大規模農業というのは困難であるという実情から、少量出荷あるいは小規模農家に対してのサポートが必要であるということです。これはブランド化にも関連することです。  ・それらを一体的に展開することによって、地域農業の活性化をぜひ図っていただきたい、このような共通の課題をまとめていただいて、各市町村に返していただきたいと思います。  ・特に大阪府の施策展開としては、大消費地の北大阪、東部大阪においてもぜひ産地形成上の直販所の整備により消費者との窓口ができるということを検討していただきたいと思います。 |
| 事務局（北宅室長） | ・大阪産（もん）の取り組みについて補足させていただきます。  ・今年で5年目を迎えるこの取り組みによって、認知度は26％から昨年のアンケート調査の結果によると52％まで認知度は上がりました。  ・また、昨年から表彰制度も実施しており、表彰を受けた農産物は売り上げが伸びている状況です。大阪産のブランド化施策が機能し、効果を発揮してきています。  ・それらを小規模農家の販売促進につなげてもらいたいと思っており、特に北大阪での担い手育成につなげたいと思っています。 |
| 増田会長 | ・どうもありがとうございます。 |
| 10:40～  議事進行2 | 増田会長 | ・議題1号については終了いたしまして、議題2号、先ほども少し岸和田市の計画の中で説明がございましたが、農村総合整備事業「岸和田丘陵地区」の事業計画について審議に入りたいと思います。  ・ご説明のほどよろしくお願いしたいと思います。 |
| 事務局（長谷川課長） | ・議題2号の岸和田丘陵地区についてご説明をする前に、審議の主旨と言うものを少しお話しさせて頂きたいと思います。  ・議題2号の農村総合整備事業「岸和田丘陵地区」の事業計画についてご審議頂くわけですが、本事業は、平成25年度に府営事業として新規着手を予定しています。  ・大阪府建設事業評価制度がございまして、建設事業を行う場合は事前評価を前年度中に行う必要があり、その総事業費が10億円以上の場合は学識経験者等外部の専門家のご意見をお聞きして、それを尊重し対応方針を決定することとされています。  ・この制度は昨年11月に改正され、条例で付属機関と定められた審議会等がある場合は、評価審議会に代えることができるとなっています。  ・よって本日この場でご審議を頂くというものでありまして、その点、ご理解をよろしくお願いします。  ・それでは、事業の内容を担当者から説明させて頂きますのでご審議をよろしくお願いします。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・農政室整備課農空間整備グループ三嶋が説明させて頂きます。  ・配付資料に事前評価調書【事業費10億円以上】と、後ろに計画平面図を付けておりますが、若干補足的な説明をさせて頂きますのでスクリーンでご説明申し上げます。  ・まず、事前評価調書を見て頂き、左上から事業名、府営農村総合整備事業「岸和田丘陵地区」、担当部所は「環境農林水産部泉州と農と緑の総合事務所」、事業箇所は「大阪府岸和田市稲葉町、山直中町」です。  ・目的欄をご覧下さい。岸和田丘陵地区は154haで、岸和田市のほぼ中央部にあり、以前は盛んに営農がされていた地域です。  ・しかし、関西国際空港や大阪府外環状線建設計画に合わせて、産業、教育、研究、住宅等の機能を有する「複合産業団地・岸和田コスモポリス」が計画され、事業着手されました。  ・その後、地価の下落と景気の低迷等ありまして、事業が破綻して現在は生活環境、農業環境などが著しく悪化しています。  ・一方この地域で平成23年にレストラン、交流施設など、先ほどから話題に挙がっております型農産物直売所を持っている道の駅「愛彩ランド」が開設されました。  ・また、平成25年の秋に供用予定の府道春木岸和田線バイパスなどにより本地区へのアクセスが改善され、来客数の増加や農作物需要の増加の期待が高まってきています。  ・合わせて地区内の農家の営農意欲も非常に高まりをみせており、農業生産量の向上に向けた農地、道路、水路などの整備が強く望まれているところです。  ・こうした中、岸和田市では、将来に渡って営農を希望する方の農地を集約することによって、都市近郊の立地を活かした収益性の高い農業経営を目指し、都市的な住宅環境の整備と、周辺との自然環境の保護を一体的に行うため、土地交換の手法を用いて都市と農の土地利用を区分し、整備していこうという計画が進められております。  ・今回評価を頂く本事業は地区面積34haで、土地交換によって集約された農地の集団化、大区画化と道水路の整備等を行い営農環境を改善します。  ・大阪府がほ場整備と集落道整備を実施することによって、農業生産性の向上と農業経営の安定、高収益型農業の実現、さらには都市と農の交流促進を図り、大消費地に隣接する強みを活かした強い大阪農業づくりと農空間の保全活用に資することを目的としています。  ・（スクリーンを示しながら）岸和田市のほぼ中央部に外環状線が通っています。着色している部分が岸和田丘陵地区です。これは岸和田丘陵地区の全てを含んでいます。  ・この中で、都市的な整備を行う部分と、農的な整備を行う部分に分けています。  ・青に着色してあるのが今回のエリア内で農業を継続して行きたいという農家の土地を集約した部分です。すなわち今回の事業のエリアです。先ほど説明しました「愛彩ランド」もこの地域も入っています。  ・（画面を切り替え）同じものですが、航空写真で現地の状況を表したものです。都市化が進んでいる部分と緑が多く残っている部分があります。  ・整備の後の農業の展開イメージにつきましては、大阪府だけでなく、岸和田市、地元の農業者の方々と調整しながら進めています。  ・いま考えていますのが、地域の農業者の規模拡大や六次産業化などで、愛彩ランドを初めとする直売所との連携、また企業にも入って頂いて、水耕栽培などの高収益の農業を展開していただく、こういったイメージで現在調整を進めているところです。  ・事業を巡る社会経済情勢等の欄に現状背景について少し詳しく書いています。  ・大阪農業の現状として、農業者の高齢化、担い手不足により遊休化の恐れのある農地がある一方、新鮮で安全な農産物や農作業の参加に対する国民ニーズが高まっている状況があります。  ・また平成21年12月の農地法改正によって、企業への農地貸借が緩和されましたが、面積や道路、水路などの希望条件に合った農地の確保が難しく、新規参入が伸び悩んでいる状況にあります。  ・また、拡大を希望する意欲的な農家や企業などの他の業者が、新たな担い手として参入できる農地に対する期待があります。  ・強い大阪農業の実現のためにも、大消費地に立地する大阪の特性を活かした施策が必要であるということを記載しています。  ・また、当地区の農地は昔ながらのままで非常に不整形で小さいものが多く、特に山の中は棚田状のものが多いので非常に耕作が困難です。  ・農業用水路についても、素掘りのままというような状況で、浸食によって土砂崩落や漏水などの発生が著しく、用水管理に支障を来たしている状況です。これについては、用排分離をし、独立した水管理を行うことにより、様々な農作物を栽培が可能になります。  ・農道については、狭く勾配がきついので、接道条件を改善する必要があると考えています。  ・また地区内には農業用ため池が多くあり、重要な水源となっていますが、堤体がかなり浸食されており、非常に不安定なので防災上の課題があります。  ・こういった現状から、地元農家や自治会、市からもほ場整備導入が強く要望されています。  ・その下に、地区を取り巻く情勢として経緯を記入していますが、平成20年の6月、岸和田市が「丘陵地区整備計画基本構想」を策定し、ここで都市整備エリアと農整備エリアと自然保全エリアのゾーニングをしています。平成22年10月に、岸和田市が「まちづくり基本計画」を策定し、平成23年4月には農産物直売所「愛彩ランド」がオープンしました。  ・初年度の売り上げは、約12億円ということです。  ・平成25年2月には、「愛彩ランド」の来客数が100万人を突破しました。  ・平成25年2月、岸和田市の農業振興地域整備計画の変更がされました。  ・今後の予定は、平成25年度に都市整備エリアと農整備エリアとの交換分合、これは既につめの段階にきており、5月に公告がされれば確定となります。  ・その後、今回評価頂く農整備エリアの整備を開始し、同年に都市整備エリアの市街化区域への編入、府道春木岸和田線バイパスが供用に至るということです。  ・平成26年度からは都市整備計画エリアの土地区画整理事業が開始されます。このような状況です。  ・事業の内容についてですが、調書をご覧下さい。  ・ほ場整備事業ですが、整地工が21ha、これは農地の面積です。道路工が4.7km、用水路工が7.8kmで、そこにため池整備8箇所が入っています。排水路工については3.8km、あと集落道整備としましては幅員が6m、延長が1.8kmです。  ・事業費については、ほ場整備費9.8億円と集落道路整備費が2億円、合わせて事業費11.8億円で計画しています。  ・事業費の変動要因につきましては、隣接する都市整備エリアにおいて実施予定の土地区画整理事業と土のやりとりがあるので、その調整を行っていること、また、用水路工の中にため池整備が含まれているので、実施設計に行う土質調査の結果如何によっては、基礎地盤の処理等が必要になる場合があり、それによって事業費が変動する可能性があります。  ・維持管理費については、整備は大阪府が行いますが、施設については岸和田市及び平成25年に設立する土地改良区に引き継ぐ予定になっており、府として維持管理費の負担はございません。  ・関連事業としては、都市整備エリアで行われる岸和田丘陵地区土地区画整理事業で、平成26年に組合を設立し事業着手する予定です。  ・上位計画等における位置付けとしては、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例、大阪府新農林水産業振興ビジョン、おおさか農政アクションプラン等において、営農環境の整備や主力農業者の育成確保、企業及び新規就農者の参入促進などに資するものとしています。  ・地元の協力体制としては、平成24年8月に地元農家による「農整備事業推進委員会」が既に成立されています。  ・これは事業中と事業後の営農のあり方などについて、地元の方々が中心となり検討する場であり、推進体制は整っています。  ・この委員会を母体として、事業推進並びに施設の管理を行う予定の土地改良区の設立についても準備を進めていく予定です。  ・計画に当たっては、当然のことながら、岸和田市と十分連携、協力の上で進めており、全面的な協力を得て初めて事業を実施することができると考えています。  ・また都市整備エリアについては土地区画整理準備組合が設立されており、連携協力していく予定です。  ・事業実施主体は、大阪府泉州農と緑の総合事務所で、岸和田市農林水産課、地元農家の組織である農整備事業推進委員会と連携協力しながら事業を進めて参ります。  ・これは、単に整備事業だけをするのではなく、整備が終わった後の営農の展開等も踏まえた上で事業を進めていかなければならないのでこのような体制となっています。  ・都市整備エリアについては、岸和田市丘陵地区整備課と土地区画整理準備組合が連絡調整を図りながら事業を進めていく予定です。  ・事業の投資効果、費用便益分析、いわゆるB/Cですが、1.24となっています。これはほ場整備を行うことによって、土地の条件、水利条件が改善され、作物生産の量が増加することによる作物生産効果、また、経営規模の改善を踏まえて、労働費、機械経費等の営農経費の削減による営農経費節減効果、事業の実施前後で維持管理費の増減を効果として算定している維持管理費節減効果を見込んでいます。  ・こういったものを積み上げ、総便益が14億円となります。  ・総費用が11.3億円となっていますが、先ほど申し上げた総事業費と違うのは、総費用につきましては、当該事業費に資産価格及び評価期間における再整備費を加え、評価期間終了時点の資産価格を減じた事業費を現在価値化して算出し算定した数字です。これらにより算出したB/Cが1.24になっています。  ・定性的分析については、まず新鮮な農作物の提供ですが、農地の整形、大区画化、道水路等の整備によって、営農条件が改善されるとともに、換地によって集団化されることによって効率的な営農が可能となり、農業生産力が向上して、地元の新鮮な農作物をより多くの府民に提供できます。  ・次に強い農業づくり実現ということで、営農条件が改善され効率的な営農や農作物の円滑な輸送が可能になり、担い手農家への農地の集約による規模拡大、企業等新たな担い手の参入、高収益型農業の展開、産地形成が見込まれるということです。  ・安全、安心としては、健全な営農活動の継続によって、水田、畑が保全され、地下水のかん養や土砂流出の防災が図られます。  ・また、地区内のため池を統廃合し改修することで、洪水時における堤体の決壊や溢水被害を未然に防止し、下流集落の安全な生活環境が形成されます。  ・地域全体の活性化ということで、集落道路の整備によって近隣集落や農業関連施設等が有機的にネットワーク化され、施設間の連携や隣接して実施される区画整理事業との連携による都市住民との交流が促進されます。  ・また、農空間の保全として、良好な田園空間を保全することができます。  ・事業段階ごとの進捗と計画ですが、平成25年に測量を開始し、平成26年には実施設計と換地計画、平成27年から平成29年にかけて主要な工事を実施し、平成30年に確定測量を実施、平成31年に換地処分という予定にしています。  ・代替手法との比較検討についてですが、第1案はほ場整備の実施、第2案は全面的な整備ではなく、施設のみの整備ということで比較しています。これにつきましては、総合判定にございますように大区画化、区画整形が可能となり、集団化が図れ、また道水路の配置が効率的になる第1案のほ場整備が有利であると考えています。  ・自然環境への影響とその対策としては、事業地区近辺で実施した環境調査を基に、環境アセスに準じた資料整理を行っており、環境への影響を最小限に低減させるために隣接して自然保全区域を設け適切な保全措置を図っていきたいと考えています。  ・また低排出ガス機械を使用するなど、環境に配慮した施工を行う。工事において発生した残土を可能な限り事業地区内で再利用する等、環境への対策を行っていきたいと考えています。  ・説明については以上です。ご審議をお願いいたします。 |
| 増田会長 | ・ありがとうございます。この案件に関しましては、最初に説明がございましたように、建設事業評価の事前評価に相当するものです。何かご意見、ご質問いかがでしょうか。 |
| 中西委員 | ・ほ場整備をすることで、利用価値も向上することと思います。  ・交換分合により都市整備エリアと農整備エリアを区分するということですが、農業振興地域の中の農地がどれだけ減り、市街地がどれだけ増えるのかお聞きしたい。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・地区全体で154haございまして、土地区画整理事業エリアが47ha、農整備エリアが34a、残りが自然保全エリアとして残ります。 |
| 増田会長 | ・そうではなく、事業により農業振興地域がどれだけ減るのかというご質問です。 |
| 事務局（丹後補佐） | ・154ha全体が農振地域で、そのうち9haが現在農用地区域に指定されています。残りの145haが農振白地となります。  ・145haのうち47haが都市的エリアに行くことになり、市街化区域に編入され都市的整備が行われることとなります。  ・農整備エリアが34haですが、25haの農用地区域の追加指定をしてハード整備をする予定です。  ・自然保全エリアが73haで農振白地ですが、一部農地も残っていますので活用していく予定です。  ・このような土地利用計画になっております。 |
| 増田会長 | ・農業振興地域としては47ha減りますが、農用地区域としては従前9haが25ha増えて34haになると理解してよろしいでしょうか。 |
| 事務局（丹後補佐） | ・34haのうち農用地になるのは21haです。  ・よって12haの農用地が増えるということになります。申し訳ありません。 |
| 中西委員 | ・わかりました。 |
| 増田会長 | ・私から何点か確認したいのですが、まず1点目ですが、彩都などの例を出すと、先に用地販売、つまり需要者層を確保し一定の目途を立ててから造成に着手するという方法で実施したのですが、本地区の場合は21haの農用地を発生させるので、その部分の需要者層、つまり農家の確保ができるという目途を持っているのかどうか。半分ぐらいは確保できているのか、9割ぐらい確保できていると言い切れるのかどうか。  ・2点目に、都市整備エリアにおける区画整理事業との関係で運土等の調整を行っているということですが、運土の問題だけなのか、集落道整備も関連するのか、つまり土地区画整理事業が成立しないとほ場整備事業が成立しないのか、工夫をすればそれぞれが独立して成立するのかどうか。  ・3点目が、事業実施の上で愛彩ランドとの連携を掲げていますが、産地形成上の整備状況はどうなっているのか。  ・以上の3点についてお聞きしたいのですが。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・まず１点目ですが、21haの農地整備を行うわけですが、基本的には事業エリア全体で交換分合を行っています。 |
|  | ・地区の中で農業を継続する意思がある人、農整備エリアに入ってくる営農意欲が高い人、それに加えて新たに集約的な農業を行いたいという企業等の情報もあり、十分活用される目途はあると考えています。  ・次に２点目ですが、区画整理事業との関連ですが、交換分合により土地交換が完了しておりますので、農整備事業を単独で実施することは可能であると考えています。ただ、エリアが隣接していますので、施工に当たっては相互調整を行うことにより効率的に事業を進めることができますので、できるだけ調整を行っていく考えです。 |
| 増田会長 | ・事業計画には愛彩ランドが頻出していますが、例えば農整備事業推進委員会において、愛彩ランドと連携を図るための議論等をされているのかどうか、いかがでしょうか。 |
| 事務局（丹後補佐） | ・地区で引き続き営農をする人、交換分合により地区に入ってこられる人に対し、愛彩ランドに出荷していただきたいという働きかけをしています。  ・また、市の構想として地域の特産である水なすの生産団地の構想もあり、愛彩ランドだけでなく、広く出荷が可能な産地形成を考えています。  ・山手では果樹の産地として振興していきたいという思いもあり、現体制により実現していきたいと考えています。 |
| 増田会長 | ・区画整理事業がなくても、集落道の機能は成り立つのでしょうか。 |
| 泉州農緑（笠原課長） | ・既存の集落に接道することになっていますので成り立ちます。仮に区画整理事業が遅れることになっても、既設道路を利用することによりほ場整備区域へのアプローチは可能です。  ・ただ、岸和田中央線につなげることにより、より一層利便性が増しますので、調整を取りながら歩調を合わせて進捗していきたいと考えています。 |
| 岡田委員 | ・都市整備エリアの市街化区域への編入については、条件が整って進んでいるのでしょうか。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・調整を進めています。 |
| 増田会長 | ・土地区画整理事業は建設事業評価委員会にかからないのですか。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・組合施行であり、府営事業ではないのでかかりません。 |
| 増田会長 | ・都市計画上のスケジュールはどのようになっていますか。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・平成25年6月には市街化区域編入の原案を提出し、7月末から8月上旬にかけて公聴会を開催、11月に原案公告、平成26年1月に都市計画審議会にかけ、年度末までに公告をする予定であると聞いています。 |
| 増田会長 | ・自然環境への影響とその対策ということで、隣接して自然保全区域を設け、適切な保全措置を図っていくということですが、本事業で設けるのですか。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・地区全体を農整備エリア、都市整備エリア、自然保全エリアとゾーニングしておりますので、農整備エリアと隣接する自然保全エリアとして記載しおり、本事業での整備は行いません。 |
| 増田会長 | ・地区全体34haの土地利用の内訳というものは出さないのですか。  ・34haのうち農地が21haで、残りが道水路やため池になると思いますが、その中に例えば自然緑地等があるのですか。調書の中に記載しないのですか。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・通常ほ場整備の事業計画としては、農地の面積と道水路等の施設の延長等を記載します。 |
| 増田会長 | ・施設用地部分も含め、全て造成するのかどうかによって事業費が大きく変わってきます。  ・本事業では全域にわたり造成し、現況のまま残す部分はないということですか。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・事業区域内については、全て造成します。 |
| 増田会長 | ・ほ場整備事業の場合、面積図のようなものがなくても事業計画として整うのですか。  ・道路面積がいくらで水路面積がいくらというような内訳がなくてもいいのでしょうか。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・調書には記載していませんが、事業計画書の中には土地利用計画がありますので、そこにそれぞれの面積は記載しています。 |
| 増田会長 | ・調書の事業内容の欄にそれらを記載することが必要であると思います。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・わかりました。記載いたします。 |
| 松本委員 | ・平成３１年換地処分ということですが、千早赤阪村で実施した中山間地域整備事業では換地処分だけで６年も要し、事業開始時の地権者の２割が亡くなってしまい、事業の効果もなかなか出なかったということがございます。  ・平成３１年換地処分に向けて、がんばっていただきたいと思います。 |
| 若林委員 | ・堺市でも同様の話があり、事業完了までに４年も５年もかかるということで、機械をその間使えなくなってしまうという問題がありました。  ・そのようなことがないように、本事業計画については、十分地権者と話し合った上で進めていただきたいと思います。  ・また、隣接する和泉市にはコスモポリスが成功したエリアがありますが、本地区の場合も、地権者は工業団地になるイメージを持っておられたと思います。  ・それがバブルの崩壊等社会状況の変化によりまた農地になる。そのような状況も踏まえたうえで事業を進めてもらいたいと思います。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・ありがとうございます。  ・先ほどご説明申し上げましたように、既に地元農家による農整備事業推進委員会が設立されています。  ・この推進委員会を母体として、土地改良区の設立についても進めているところですが、今後も地元の方々と十分調整を図りながら、事業を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。 |
| 岡田委員 | ・代替手法との比較検討ということで、集団化の有無で比較されていますが、集団化が事業目的であれば、集団化する中での比較検討をすべきであると考えます。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・営農環境を改善していくという中で、部分的に対策を施せばいいのか、若しくは全面的にする必要があるのか、例えば施設改修をするだけでも効果は出ますので、ほ場整備で前面的に事業を行うことにより、換地で土地の集団化を図ることができます。そのように考え調書を記載いたしました。 |
| 増田会長 | ・代替案というのは、目的を達成できる代替手法を示すべきであり、目的を達成できないものは代替案ではないということです。  ・例えば農業生産の効率の向上というものを評価項目としていただいて、一方は非常に向上が見込まれ、もう片方はあまり高まらないといったような書き方の方がいいのではないでしょうか。 |
| 事務局（三嶋主査） | ・わかりました。 |
| 増田会長 | ・非常に重い審議ではございますが、委員の皆さんの意見として事業はやめるべきというものはありませんでしたので、「事業実施は妥当」という形で、本審議会としては報告してもよろしいでしょうか。  （「異議なし」の声）  ・ありがとうございます。  ・本日の各委員からの意見は、非常に貴重なものですので、事務局で整理していただくようお願いします。  ・また、計画的に事業進捗を図ることが重要です。進捗が遅れると、営農意欲があった人が高齢化等で意欲を無くしてしまうかもしれません。そういったことを踏まえてまとめていただくようお願いします。  ・本日の議題としては以上ですけれども、せっかくの機会ですので、この場でぜひ言っておきたいというようなことがあればどうぞ。 |
| 岡田委員 | ・あくまで参考意見としてですが、最初の議題とも関連していますが、防災という視点で見た時に、農的活用を守るために自身が持たなければならない防災機能とともに、周辺の都市の防災機能を補完するという面での活用も考えてもらいたいと思います。  ・大阪府は特に市街地と近接して農地がある場合が多いので、避難地としての活用など、積極的に位置付けてもらいたいと思います。  ・各市町村の整備計画の中のそれらの位置付けについては濃淡があります。  ・私は都市計画審議会委員にも就いておりますが、都市計画の中に防災リスクについて積極的に盛り込もうという動きがあります。農振計画の中にも積極的に位置付けでいただいて、都市と農の相互補完という形にしていただけたら良いと考えます。 |
| 増田会長 | ・一部市町村においては防災農地として既に取り組まれているところもあると思いますが。 |
| 事務局（丹後補佐） | ・大阪府では防災協力農地、有事における避難地等の活用についての事前登録制度を推進しています。  ・寝屋川市、守口市、堺市、貝塚市において制度を導入いただいておりまして、登録面積は現在35haとなっています。  ・農振整備計画にはあまり謳われておりませんが、地域防災計画の中への位置付けを推進しており、啓発も実施しています。 |
| 岡田委員 | ・普段から農と都市との交流を図ってもらうとともに、有事における防災活用も含めた複合的な利用について考え、実施していくことが重要であると考えます。 |
| 事務局（北宅室長） | ・貴重なご意見ありがとうございます。  ・防災登録農地制度の推進とともに、ため池等を府民とともに守り活用していく取り組みとしてオアシス構想を推進しています。  ・また、農業用水を防災用水として利用するといった取り組みも推進しており、若林委員が理事長をしておられる光明池土地改良区におかれましては、市、府と３者で協定を締結しており、周辺住民とともに防災訓練も実施しました。  ・また、大阪府ではため池の耐震対策として、下流の被害を防ぐという観点から治水機能等の評価を進めていますが、まだ総合的に寄与できるかどうかまで至っていません。  ・河川部局との協議等を行っているものの、農地、ため池にどれだけ防災的な役割を担わせるのかなどが整理できていない状況です。 |
| 増田会長 | ・地域の防災力向上は、都市と農業との交流がないと果たせません。  ・農業者と周辺に居住している都市住民が親しくなると、いざというときに農地等を活用した防災力向上に繋がります。  ・そういった仕組みを作られたらどうでしょうかということです。  ・市町村にもそのあたりを周知してもらいたいと思います。  顔が見えることによって営農も行いやすくなり、販路も拡大できる。しかも防災機能が高まり、居住環境の向上にも繋がるということです。  ・本日の議題は以上です。皆様のご協力のおかげをもちまして、無事進行を務めることができました。ありがとうございました。  ・各委員の方々には、事務局より結果を送付してもらうこととします。  ・本日予定されていた議題は以上です。それでは、進行を事務局にお返しします。 |
| 11:50～  閉会 | 事務局（木島補佐） | ・長時間にわたるご審議ありがとうございました。  ・本日の審議会の内容につきましては、「大阪府情報公開条例」の規定に基づく「会議の公開に関する指針」により、ホームページで要約を公開させていただく予定にしております。  ・それでは、閉会にあたり、農政室整備課長の長谷川から一言ご挨拶を申し上げます。 |
| 11:52～  挨拶 | 挨拶（長谷川課長） | ・各委員の皆様のおかれましては、活発にご意見をいただきありがとうございます。  ・また、長時間にわたるご審議、貴重なお時間を頂戴し重ねてお礼申し上げます。  ・本日、農振計画の変更と、岸和田丘陵地区の事業計画について、貴重なご意見をいただきましたので、今後それらを踏まえまして、施策推進を図って行きたいと考えております。  ・政権が替わり、国では様々な動きがあり、またTPPの問題など不透明な部分もございますが、都市近郊の農業の特性を活かし、大阪農業の発展に努めて行きたいと考えておりますので、これからもよろしくお願いいたします。  ・本日はありがとうございました。 |
| 11:55～  終了 | 事務局（木島補佐） | ・最後に事務的なご連絡でございますが、お手元に配付資料とは別に出席確認票をお配りしております。  ・事務手続きに必要ですので、出席者氏名欄にお名前をご記入いただきますようお願いいたします。後ほど事務局で回収させていただきます。  ・本日はどうもありがとうございました。 |